

Title	静岡大学における知的財産戦略と知的財産本部について(知的財産2)
Author(s)	岡本, 信司
Citation	年次学術大会講演要旨集, 18: 417-420
Issue Date	2003-11-07
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6914
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○岡本信司（静岡大地域共同研）

1. はじめに

米国のプロパテント政策に遅れること約 10 年、我が国においても、近年、知的財産戦略会議設置（2002 年 2 月）、知的財産戦略大綱策定（2002 年 7 月）、知的財産基本法制定（2003 年 3 月）、知的財産戦略本部設置（2003 年 3 月）、知的財産推進計画策定（2003 年 7 月）等、知的財産関連施策は、我が国の重要政策課題の一つとして位置づけられている。

これら政府の知的財産戦略の一環として、大学における知的財産の所得・管理・活用を戦略的に実施する体制整備を支援するため、文部科学省は 2003 年度から知的財産本部整備事業を開始した。

静岡大学では、政府の知的財産戦略を踏まえ、2002 年 12 月、学長の下に「知的財産戦略検討会議」を設置するとともに学内措置により研究担当副学長の下に「知的財産本部」を地域共同研究センター内に設置した。

文部科学省知的財産整備本部事業の公募に当たっては、知的財産本部において検討を行い、今般、整備事業に採択された。

本論文では、静岡大学において、現在検討中の知的財産戦略、知的財産本部における各種事業及び今後の課題について報告する。

2. 静岡大学及び地域産学官連携活動の状況

2. 1 静岡大学の状況

2. 1. 1 静岡大学の概況

静岡大学は、大学本部事務局、人文・教育・理学・農学部等で構成される静岡キャンパス（静岡市）と工学・情報学部・電子工学研究所・地域共同研究センター（本年 10 月より学内措置でサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL）等の産学連携組織を統合したイノベーション共同研究センターに改組）等で構成される浜松キャンパス（浜松市）を有している。

産学連携の中核機関となるイノベーション共同研究センターは、共同研究開発部門（リエゾン担当、実用化研究担当、産学官プロジェクト研究担当）、インキュベシ

ョン部門、未踏技術開発部門及び知的財産本部で構成されており、静岡キャンパスにはセンター静岡分室を設置している。

センターの構成員は、センター長、静岡分室長、副センター長、3 部門長、知的財産本部長及び副本部長（以上は学内教官の併任）、4 名のセンター専任教官（教授 2 名、助教授 2 名）、4 名の教育担当教官（併任：協力教官）等となっている。

2. 1. 2 静岡大学発ベンチャー

2003 年 8 月現在の静岡大学発ベンチャーは以下の 3 社である。

(1) (有) カラビナシステムズ（2000 年 6 月設立）

Java によるシステムズソリューション

（特許以外の技術移転（研究成果活用）型及び人材移転型）

(2) (有) 静岡アカデミックリサーチ（2002 年 4 月設立）

家庭教師・IT 講師派遣と学習塾開講、市場調査、広報イベント業務（学生ベンチャー）（人材移転型）

(3) 高圧プロセス開発（株）（2003 年 6 月設立）

環境負荷の少ない精密洗浄技術及び環境調和型アルマイト処理技術の開発、装置の政策・販売
（特許による技術移転型）

2. 2 地域産学官連携活動の状況

2. 2. 1 地域産学官連携活動の概況

浜松地域は、静岡大学をはじめ知的クラスター創成事業に参画して 21 世紀 COE プログラムに採択されている浜松医科大学等の基礎的な研究開発体制と光・電子関連、輸送機器等の世界的な企業が集積しており、現在、以下の地域産学官共同研究プロジェクトが進行しているとともに、本年 8 月には「光技術関連集積促進特区」として認定を受けた。

2. 2. 2 浜松地域オプトロニクス・クラスター構想 (知的クラスター)

浜松オプトロニクス・クラスター構想の概要は、「次世代の産業・医療を支える超視覚イメージング技術」をキー・テクノロジーとした静岡大学・浜松医科大学と地域企業等との産学官共同研究によって我が国の「オプトエレクトロニクス技術研究開発拠点」を目指すとともに各種フォーラム等の開催による研究成果育成で世界的な「オプトエレクトロニクス企業・技術・研究者の集積拠点」を形成して、研究成果の活用による大学発ベンチャー創出としての「オプトエレクトロニクス・ベンチャー」の創出に向けた事業化・企業化支援を推進する。

昨年度の研究成果として、特許出願 4 件、特許出願準備中 10 件、本年度末までには約 30 件の特許出願を予定している。

また、本年 9 月には浜松地域の企業を中心とした静岡県内企業を対象に「イメージング技術事業化研究会」を立ち上げて、研究成果の事業化を促進する活動を開始した。

2. 2. 3 三遠南信バイタライゼーション (産業クラスター)

浜松・豊橋・飯田市周辺の 3 地域 (三遠南信地域) は「ものづくり」に特化した地域であり、研究開発ポテンシャルも高く、従来から経済活動を通じて連携しており、関東地区 4 番目のバイタライゼーションとして発足、2002 年 6 月に「三遠南信バイタライゼーション浜松支部」が浜松商工会議所内に設置されて、以下の活動を行っている。

- (1) 産学官連携事業 (技術シーズと企業ニーズのマッチング)
- (2) 研究開発促進事業 (技術サロン)
- (3) 新製品・新技術開発補助金申請支援事業
- (4) 販路開拓支援事業
- (5) 情報ネットワーク構築・運営事業
- (6) 半導体レーザー産業応用研究会
- (7) 広域関東圏産業クラスター・ネットワーク関連事業

2. 2. 4 静岡 TLO やらまいか

承認 TLO「静岡 TLO やらまいか」(STLO) は、研究者会員、企業会員、団体会員から構成され、研究者会員は静岡県内 9 大学等の教員・研究者、大手・中堅メーカー約 60 社が参加して、大学等の研究者が持つ研究成果

の特許化、特許実施権の企業へのライセンスリング、企業への研究成果の紹介や技術指導の斡旋等情報提供を行っている。

STLO は、静岡大学浜松キャンパスに設置 (国有施設の廉価使用) されており、今後、静岡大学知的財産本部とは静岡大学管理国有特許評価調査、ライセンス業務委託等密接に連携を図る予定である。

2. 2. 5 その他の産学官連携活動

この他、地域結集型共同研究開発事業 (「超高密度フォトン産業基盤技術開発」)、地域研究開発促進拠点 (RSP) 事業、都市エリア産学官連携促進事業 (静岡中部エリア: 「心身ストレス克服を目指した高感度バイオマーカーを用いた評価システムの構築と食品、医科学品素材の開発」) 等の各種産学官連携活動が活発に行われている。

3. 静岡大学における知的財産戦略

3. 1 これまでの経緯と特徴

2002 年 12 月、静岡大学では、政府の知的財産戦略の動向を踏まえて、学長の下に研究担当副学長、関係各部署長、地域共同研究センター長、SVBL 長で構成される「知的財産戦略検討会議」(学長諮問機関) を設置した。また、併せて学内措置により、研究担当副学長の下に「知的財産本部」(本部長: 地域共同研究センター長兼任) を地域共同研究センター内に設置した。

知的財産本部は、地域共同研究センター専任教員 (教授及び助教授 1 名: 当時)、産学連携コーディネーター及び非常勤の外部有識者で構成される知的財産マネージャー 7 名で活動を開始した。

文部科学省知的財産整備本部事業の公募に当たっては、知的財産本部において、地域共同研究センター専任教員を中心に知的財産マネージャーを加えた WG を設置して検討を行い、今般、整備事業に採択された。

現在、知的財産本部を中心に静岡大学知的財産ポリシー、静岡大学職務発明規程 (2004 年度からの法人化以降を対象) 等の検討が行われており、ここでは、現時点における検討案でのポイントを紹介する。

なお、静岡大学の知的財産本部構想の特徴は「地域一体型」をキーワードとする以下の 5 点である。

- (1) 効率的運営・PLM (プログラム・ライフサイクル・マネジメント) の導入
- (2) 学内・地域の知財教育の充実
- (3) 地域一体化産学官連携

(4) ニーズ・シーズ指向知財創出プログラム

(5) リスク分散型静大ファンド

3. 2 静岡大学知的財産ポリシー及び職務発明規程案のポイント

現在検討中の知的財産ポリシー及び職務発明規程案のポイントは以下のとおりである。

なお、これらはあくまで現時点での検討段階のものであって、最終的には本年 12 月末頃を目途に大学として正式決定する予定である。

(1) 理念

静岡大学の理念（教育、研究、地域貢献）及び法人化後の中期目標（社会連携に関する基本目標等）における責務と知財創出の意義との関係を明記する。

(2) 知的財産の範囲

知的創作物のうち、財産として価値を持つ、科学的発見や理論、アイデアやコンセプト、機械、器具、材料、物質、ソフトウェア、データベース、著作物、キャラクター、マーク、デザイン等を対象とする。

(3) 発明の帰属

静岡大学（以下、本学）が費用その他を支援して行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき教職員等が行った発明等（本学における「職務発明等」）については、大学発ベンチャーへの活用等特別の事情があると認める場合以外は大学に帰属する（共同研究、受託研究、奨学寄附金、政府からの研究資金に基づく発明についても同様）。

(4) 発明の届け出及び審査

教職員等（専任教職員、客員教員、契約を締結しているポスドク、学生等）は、発明等を行った時は速やかに部局委員を経由して知的財産本部に届け出る。

当該発明は、学内に設置する発明審査委員会（構成員検討中）において、職務発明該当の有無、職務発明である場合の技術的評価、特許出願の是非、補償金の支払い等について審査する。

4. 静岡大学知的財産本部について

4. 1 静岡大学知的財産本部体制

静岡大学知的財産本部は、研究担当副学長の下に置か

れており、学長諮問機関である知的財産戦略検討会議（学長、副学長、全部局長、イノベーション共同研究センター長等で構成）の下部組織として位置付けられている。

知的財産本部の構成は以下のとおりであるが、この構成は、あくまで現時点のものであって、知的財産マネージャー、知的財産本部構成員等による「知的財産管理・運用システム検討会議」において、法人化後のより適切な組織構成を検討することとなっている。

（静岡大学知的財産本部構成：2003 年 10 月現在）

- ・ 本部長（イノベーション共同研究センター長兼任）
- ・ 副本部長（発明審査委員会委員長：学部教授兼任）
- ・ センター専任教員 4 名（兼任）
- ・ 統括知的財産コーディネーター（常勤）1 名
- ・ 知的財産コーディネーター（常勤）1 名
- ・ 知的財産マネージャー（非常勤：学外有識者）9 名
- ・ 産学連携コーディネーター（兼任）2 名
- ・ 知財補佐員 3 名

4. 2 静岡大学知的財産本部実施事業

知的財産本部で実施及び実施を予定している事業は、以下のとおりである。

（会議関係）

- ・ 知的財産本部会議
知的財産に関する重要事項の審議等
- ・ 知的財産評価システム検討会議
発明審査委員会構成等、効果的・効率的な技術評価の検討
- ・ 知的財産管理・運用システム検討会議
学内手続き等運用システム、特許データベース等の構築及び法人化後の本部組織構成等の検討
- ・ 法的環境整備 WG
知的財産ポリシー、職務発明規程等の法的事項の検討
- ・ プロジェクト研究創出検討会
知的財産創出を考慮した大型産学官プロジェクトの構築、効果的な外部資金獲得方策の検討

（説明会・講演会・相談会関係）

- ・ 知的財産説明会
学内教職員、学生対象の法人化後の知的財産ポリシー等の説明
- ・ 特許講習会

学内向け特許出願、電子出願等に関する講習

- ・アントレプレナー講演会
起業家精神醸成のための講演
- ・管理システム検討会（内部 PLM 講習会）
知財本部構成員のための PLM 講習会
- ・起業・経営相談
インキュベーション施設入居者対象の起業・経営相談
- ・特許相談
個別特許案件についての相談

（その他調査等）

- ・知的財産企業ニーズ調査
知的財産創出を前提とした共同研究立ち上げに向けた
企業ニーズ調査、共同研究戦略構築
- ・既存特許技術評価委託（STLO への委託事業）
静岡大学管理国有特許の技術評価
- ・静大ファンドの創設
リスク分散型の地元金融機関等と連携したファンドの
創設

5. 今後の課題

知的財産戦略の展開に当たっての今後の課題を以下に
まとめる。

(1)学内教職員の理解

法人化までに数回の説明会を開催して理解を図ること
としているが、従来と比較して教職員個人の負担が増え
ること等による反発も予想される。

(2)特許関連予算の確保

2002 年 4 月から、特許出願の際の弁理士費用（特許
庁への諸費用については 3 年間の経過措置あり）及び静
岡大学有の外国特許維持費用が発生するが、財源として
は間接経費を充当する方向で検討している。

(3)大学発ベンチャー、共同研究、受託研究等の特許取扱 い及び実施方策の検討

特許の帰属、大学から譲渡された特許の実施料還元割
合、共同研究相手先への特許譲渡の際の不実施補償確保
等が課題である。

(4)知的クラスター創成事業における特許の取扱い及び 実施方策の検討

一部個人有特許となっている知的クラスター関連特
許の技術評価と大学での維持管理、特許活用の際の知的
クラスター本部と大学との利害調整等が課題である。

(5)効率的な特許管理・運用システムの構築及び人材確保

大学の事務部門組織との連携も考慮した組織構成、教
職員の負担を可能な限り軽減する出願等運用システム、
効率的な知財管理システムの構築が課題とである。

(6)静岡 TLO との効果的な連携方策の検討

広域 TLO である STLO と如何に共存・共栄していく
か等の連携方策が課題である。

これらの課題については、今後、他大学の事例等も参
照しつつ、対応策の検討を行っていく予定である。

参考文献

- [1] 岡本信司, 浜松地域における地域クラスターの現
状と課題, 研究・技術計画学会第 17 回年次学術大会
講演要旨集, pp31-14 (2002)。
- [2] 静岡大学, 平成 15 年度大学知的財産本部構想等調
書 (2003)。
- [3] 東北大学未来科学技術共同研究センター, 国立大
学法人化後の TLO のあり方についての研究, 平成 14
年度文部科学省 21 世紀型産学連携手法の構築に係る
モデル事業成果報告書 (2003)。